

情報通信格差是正事業資金無利子貸付金貸付要綱

(通則)

第1条 国が日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和62年法律第86号。以下「社会資本整備特別措置法」という。）第2条第1項第2号に該当する事業に要する費用に充てる資金を無利子で貸し付ける場合における当該無利子の貸付金で総務大臣（以下「大臣」という。）が貸付けを決定するもののうち、特定通信・放送開発事業実施円滑化法（平成2年法律第35号）に規定するものであって、情報通信格差是正事業に係るもの（以下「無利子貸付金」という。）の貸付けについては、社会資本整備特別措置法第5条第1項において準用する補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法施行令（昭和62年政令第291号）第5条において準用する補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）及び特定通信・放送開発事業実施円滑化法施行令（平成2年政令第263号。以下「円滑化法施行令」という。）に定めるほか、この要綱に定めるところによる。

(貸付けの目的)

第2条 この無利子貸付金は、国が都道府県、市町村又は都道府県若しくは市町村の連携主体に対し、情報通信格差是正事業（この要綱において、移動通信用鉄塔施設整備事業、地域インターネット基盤施設整備事業及び広域的地域情報通信ネットワーク基盤施設整備事業の総称をいう。以下「是正事業」という。）に要する経費の一部貸付けを行うことにより、情報通信の格差を是正するとともに、高度情報通信ネットワークの基盤整備を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 無利子貸付事業とは、無利子貸付金の貸付けの対象となる事業をいう。
- (2) 移動通信用鉄塔施設整備事業とは、携帯電話等の移動通信が行えない状態の解消を図るための施設及び設備の設置の事業であって、過疎地（過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域、同法第32条の規定に基づき読み替えて適用される同法第2条第1項に規定する過疎地域及び同法第33条の規定に基づき過疎地域とみなして同法の適用を受ける地域をいう。）、辺地（辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第2条第1項に規定する辺地をいう。）若しくは離島（離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき離島振興対策実施地域として指定された地域、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第2条第1項に規定する小笠原諸島、鹿児島県の区域のうち名瀬市及び大島郡の区域並

びに沖縄県の区域をいう。) (以下「過疎地等」という。) 又は半島(半島振興法(昭和60年法律第63号)第2条第1項の規定に基づき半島振興対策実施地域として指定された地域をいう。)、山村(山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項の規定に基づき振興山村として指定された地域をいう。)、特定農山村(特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成5年法律第72号)第2条第1項に規定する特定農山村地域をいう。)若しくは豪雪地帯(豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第1項の規定に基づき豪雪地帯として指定された地域をいう。)において市町村(特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。)が行うものをいう。

- (3) 地域イントラネット基盤施設整備事業とは、地域におけるLAN(地域イントラネット)等の施設及び設備の設置の事業であって、地域情報化推進の拠点となる地域において都道府県又は市町村が行うものをいう。
- (4) 広域的地域情報通信ネットワーク基盤施設整備事業とは、地域における情報通信ネットワーク基盤となる施設及び設備の設置の事業であって、複数の市町村にまたがる区域において、当該区域の都道府県又は市町村の連携主体(単一の一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。)が行うものをいう。

(貸付対象経費)

第4条 貸付けの対象となる経費(以下「貸付対象経費」という。)の額は、次のとおりとする。

- (1) 移動信用鉄塔施設整備事業については、同事業について別表1に掲げる経費の総額
- (2) 地域イントラネット基盤施設整備事業については、同事業について別表1に掲げる経費の総額
- (3) 広域的地域情報通信ネットワーク基盤施設整備事業については、同事業について別表1に掲げる経費の総額

(貸付額)

第5条 大臣は、次の表の左欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の中欄に掲げる額を予算の範囲内において同表の右欄に掲げる対象となる都道府県、市町村又は都道府県若しくは市町村の連携主体に貸し付ける。

ただし、貸付決定の額は、貸付決定単位ごとに、一件当たり移動信用鉄塔施設整備事業については300万円、その他の事業については1,000万円をそれぞれ下限とする。

区分		額	対象となる都道府県等
移動通信用鉄塔施設整備事業	当該事業を行う市町村に対し、都道府県が貸付対象経費の2分の1以上を補助する場合	貸付対象経費の2分の1に相当する額	当該都道府県
地域インフラネット基盤施設整備事業	都道府県又は市町村が当該事業を行う場合	貸付対象経費の3分の1に相当する額	当該都道府県又は市町村（沖縄県又は沖縄県に所在する市町村を除く。）
		貸付対象経費の2分の1に相当する額	沖縄県又は沖縄県に所在する市町村
広域的地域情報通信ネットワーク基盤施設整備事業	都道府県、政令指定都市又は中核市からなる連携主体が当該事業を行う場合	貸付対象経費の3分の1に相当する額	当該都道府県、政令指定都市又は中核市からなる連携主体
	上欄以外の都道府県又は市町村の連携主体が当該事業を行う場合	貸付対象経費の2分の1に相当する額	当該都道府県又は市町村の連携主体

2 算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた金額とする。

(貸付けの申請)

第6条 都道府県、市町村又は都道府県若しくは市町村の連携主体（第8条において「都道府県等」という。）は、無利子貸付金の貸付けを受けようとするときは、様式第1号による貸付申請書を大臣が別に定める日までに大臣に提出しなければならない。

(貸付決定の通知)

第7条 大臣は、前条の規定による貸付けの申請があったときは、その内容を審査し、無利子貸付金を貸し付けるべきものと認めたときは、貸付けの決定を行い、様式第2号による貸付決定通知書により申請者に通知するものとする。

2 大臣は、前項の決定に際して必要な条件を付すことができる。

(申請の取下げ)

第8条 無利子貸付金の貸付決定通知を受けた都道府県等（以下「貸付事業者」という。）は、貸付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、申請を取り下げることができる。

2 貸付事業者は、前項の規定により申請を取り下げようとするときは、前条第1項の通知があった日から20日以内に、様式第3号による貸付申請取下げ届出書を大臣に提出しなければならない。

(変更等の承認)

第9条 貸付事業者は、無利子貸付金貸付決定の通知を受けた後において、無利子貸付事業の内容又は経費の配分を変更（軽微な場合を除く。）しようとするときはあらかじめその内容及び理由を記載した様式第4号による変更承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

なお、軽微な変更とは、別表1に掲げる経費区分相互間における増減であって、それぞれの配分額のいずれか低い額の20パーセントを超えるもの以外の変更をいう。

2 貸付事業者は、無利子貸付事業を中止又は廃止しようとするときは、その理由を記載した様式第5号による申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(事故の報告)

第10条 貸付事業者は、無利子貸付事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は無利子貸付事業の遂行が困難となった場合は、速やかに様式第6号による事故報告書を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第11条 貸付事業者は、無利子貸付事業の遂行及び収支の状況について、大臣から要求があった場合は、速やかに様式第7号による状況報告書を大臣に提出しなければならない。

(実績報告)

第12条 貸付事業者は、無利子貸付事業が完了したとき（無利子貸付事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から起算して1箇月を経過した日又は翌会計年度の4月10日のいずれか早い日までに、事業を行う者が市町村（地域インターネット基盤施設整備事業を行うものを除く。）である場合にあっては様式第8号、都道府県若しくは市町村（地域インターネット基盤施設整備事業を行うものに限る。）又は都道府県若しくは市町村の連携主体（広域的地域情報通信ネットワーク基盤施設整備事業を行うものに限る。）である場合にあっては様式第8号の2による報告書を大臣に提出しなければならない。この場合において、やむを得ない理由によりその日までに提出が困難となったときは、大臣の承認を受けなければならない。

2 貸付事業者は、無利子貸付事業が完了せずに国の会計年度が終了したときは、貸付けの決定に係る会計年度の翌年度の4月30日までに前項に準ずる報告書を大臣に提出しなければならない。

(額の確定等)

第13条 大臣は、前条の報告を受けたときは、その内容の審査及び必要に応じて現地調

査等を行い、その報告に係る無利子貸付事業の実施結果が無利子貸付金の貸付けの決定の内容（第9条の規定に基づく承認をした場合は、その承認した内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、貸し付けるべき無利子貸付金の額を確定し、様式第9号による無利子貸付金の額の確定通知書により貸付事業者に通知するものとする。

（支払）

第14条 無利子貸付金は、前条の規定により貸し付けるべき無利子貸付金の額を確定した後に貸し付けるものとする。

2 貸付事業者は、前項の規定により無利子貸付金の支払を受けようとするときは、様式第10号による無利子貸付金支払請求書を大臣に提出しなければならない。

（貸付決定の取消し等）

第15条 大臣は、第9条第2項の無利子貸付事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次に掲げる場合には、第7条の決定の内容（第9条の規定に基づく承認をした場合は、その承認した内容）の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 貸付事業者が、法令、この要綱又はこれらに基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 貸付事業者が、無利子貸付金を無利子貸付事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 貸付事業者が、無利子貸付事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合
 - (4) 貸付けの決定の後生じた事情の変更等により、無利子貸付事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 大臣は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する無利子貸付金を貸付けられているときは、期限を付して当該貸付金の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 大臣は、前項の返還を命ずる場合は、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る貸付金の貸付けの日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項の規定に基づく貸付金の返還及び前項の加算金の納付については、当該命令のなされた日から20日以内とし、大臣は、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（無利子貸付事業の経理）

第16条 貸付事業者は、無利子貸付事業の経理について無利子貸付事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を無利子貸付事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかなければならぬ。

（間接補助金交付の際付すべき条件）

第17条 貸付事業者（地域インターネット基盤施設整備事業を行う都道府県及び市町村

並びに広域的地域情報通信ネットワーク基盤施設整備事業を行う都道府県又は市町村の連携主体を除く。以下この条において同じ。)は、是正事業を行う間接補助事業者である市町村(以下この条において「市町村」という。)に補助するときは、第8条から前条までの規定に準ずる条件及び次の条件を付さなければならない。

- (1) 市町村が取得財産等のうち、取得価格が単価50万円以上のものについて、無利子貸付金の貸付けの目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ貸付事業者である都道府県の知事(次項において「知事」という。)の承認を受けなければならないこと(大臣が別に定める財産の処分制限期間を経過した場合を除く。)。
 - (2) 市町村が取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、その収入の全部又は一部を貸付事業者に納付させることがあること。
 - (3) 市町村は、取得財産等については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、無利子貸付金貸付けの目的に従ってその効率的な運営を図らなければならないこと。
- 2 貸付事業者は、前項により付した条件に基づき知事が承認又は指示をする場合は、あらかじめ大臣の承認又は指示を受けなければならない。
 - 3 貸付事業者は、第1項第2号により市町村から貸付事業者に財産処分による納付があったときは、無利子貸付金に相当する額の全部又は一部を国に納付しなければならない。

(無利子貸付金貸付けの際付す条件)

第18条 貸付事業者(地域インターネット基盤施設整備事業を行う都道府県若しくは市町村又は広域的地域情報通信ネットワーク基盤施設整備事業を行う都道府県若しくは市町村の連携主体(以下この条において「都道府県等」という。)に限る。)は、当該事業によって取得し、又は効用を増加させた財産(以下この条において「取得財産」という。)のうち、取得価格が単価50万円以上のものについて、無利子貸付金の貸付けの目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ大臣の承認を受けなければならない(別表2に定める財産の処分制限期間を経過した場合を除く。)。

- 2 都道府県等が取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。
- 3 都道府県等は、取得財産等については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、無利子貸付金貸付けの目的に従ってその効率的な運営を図らなければならない。

(取得財産等の処分に関する承認の特例)

第19条 第17条第2項及び前条第1項の規定による取得財産等の処分に関する大臣の承認については、大臣が別に定める基準に該当する場合は、様式第11号による届出書の提出をもって大臣の承認があつたものとして取り扱う。

ただし、当該届出書に記載事項の不備など必要な条件が具備されていない場合は、こ

の限りでない。

- 2 貸付事業者及び間接補助事業者が取得した土地については、前項による取得財産の処分によるほか、別表2に規定する建物、鉄骨鉄筋コンクリート造、送受信用、車庫用又は格納庫用のものに係る処分制限期間の到来をもって承認があったものとみなす。

(収益納付)

第20条 大臣は、地域インターネット基盤施設整備事業及び広域的地域情報通信ネットワーク基盤施設整備事業を行う都道府県、市町村又は都道府県若しくは市町村の連携主体に、是正事業によって整備した施設の運営又は貸与により相当の収益が生じたと認められる場合は、無利子貸付金に相当する額の全部又は一部を国に納付すべき旨を命じることができる。

- 2 収益及び納付すべき金額の計算の方法並びに収益の状況に関する報告の徴収その他前項の納付に関し必要な事項は、大臣が別に定める。

(書類の提出)

第21条 この要綱に定める申請書その他の書類は、正本1通に副本1通を添えて、当該都道府県又は市町村（広域的地域情報通信ネットワーク基盤施設整備事業を行う都道府県又は市町村の連携主体を代表する都道府県又は市町村を含む。）の所在地を管轄区域とする総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）を経由して、大臣に提出するものとする。

(処分の制限を受ける期間)

第22条 適正化法施令第14条第1項第2号に規定する期間は、別表2に掲げるとおりとする。

(無利子貸付金の償還期間及び据置期間)

第23条 無利子貸付金の償還期間は5年（2年の据置期間を含む。）とする。

- 2 前項に規定する償還期間は、貸付決定ごとに当該貸付決定に係る無利子貸付金の交付を完了した日（その日が当該貸付決定があった日の属する年度の末日の前日以後の日である場合には、当該年度の末日の前々日）の翌日から起算する。

(無利子貸付金の償還方法)

第24条 無利子貸付金の償還は、均等年賦償還の方法によるものとする。

(無利子貸付金に係る繰上償還)

第25条 円滑化法施行令附則第6項に基づき、無利子貸付金の全部又は一部について、前2条の規定により定められた償還期限を繰り上げて償還させることができる。この場合において、当該貸付事業者は、当該償還期限を繰り上げて当該無利子貸付金を償還しなければならない。

- 2 貸付事業者は、貸付けを受けた無利子貸付金について、前2条の規定により定められ

た償還期限を繰り上げて償還を行うことができる。

3 前2項の償還方法は、別に定める。

(その他必要な事項)

第26条 無利子貸付金の貸付けに関するその他必要な事項は、大臣が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成14年2月21日から施行する。
- 2 平成13年度から平成16年度までの各年度に限り、旧過疎地（過疎地域活性化特別措置法（平成2年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域及び同法第29条の規定に基づき読み替えて適用される同法第2条第1項に規定する過疎地域をいう。）のうち過疎地以外のものについては過疎地とみなし、本要綱の規定を適用する。

附 則

この要綱は、平成14年6月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年7月30日から施行する。

別表 1

事 業 の 区 分	経 費 区 分	内 容
1 移動通信用鉄塔施設整備事業	(1) 施設・設備費	<p>ア 移動通信に必要な次の施設・設備の設置に要する経費</p> <p>(ア) 鉄塔</p> <p>(イ) 局舎</p> <p>(ウ) 外構施設</p> <p>(エ) 受電設備（電力引込み送電線を含む。）</p> <p>(オ) 送受信アンテナ</p> <p>(カ) 送受信機</p> <p>(キ) 伝送用専用線（無線を使用するものに限る。）</p> <p>(ク) 電源設備（予備電源設備を含む。）</p> <p>(ケ) 監視・制御装置</p> <p>イ アに掲げるもののほか、附帯施設（大臣が別に定める施設・設備）の設置に要する経費</p> <p>ウ 附帯工事費</p>
	(2) 用地取得費・道路費	<p>ア 前号の施設・設備を設置するために必要な用地及び道路の整備に要する経費（土地造成費を含む。）</p> <p>イ 附帯工事費</p>
2 地域インターネット基盤施設整備事業	(1) 施設・設備費	<p>ア 地域インターネット基盤整備に必要な次の施設・設備の設置に要する経費</p> <p>(ア) センター施設</p> <p>(イ) 映像ライブラリー装置</p> <p>(ウ) 送受信装置</p> <p>(エ) 構内伝送路</p> <p>(オ) 双方向画像伝送装置</p> <p>(カ) 伝送施設</p> <p>イ アに掲げるもののほか、附帯施設（大臣が別に定める施設・設備）の設置に要する経費</p> <p>ウ 附帯工事費</p>

	(2) 用地取得費・ 道路費	ア 前号の施設・設備を設置するた めに必要な用地及び道路の整備に 要する経費(土地造成費を含む。) イ 附帯工事費
3 広域的地域情報通信ネ ットワーク基盤施設整備 事業	(1) 施設・設備費	ア 広域的地域情報通信ネットワー ク基盤整備に必要な次の施設・設 備の設置に要する経費 (ア) 映像ライブラリー装置 (イ) 送受信装置 (ウ) 構内伝送路 (エ) 双方向画像伝送装置 (オ) 伝送施設 イ アに掲げるもののほか、附帯設 備(大臣が別に定める設備)の設 置に要する経費 ウ 附帯工事費

別表2

無利子貸付金 の名称	処分を制限する財産の名称		処分制 限期間 (年)
	施設設備等 の分類	財産の名称、構造等	
情報通信格差是 正事業資金無利 子貸付金	建物	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋 コンクリート造のもの 事務所用のもの及び下記以外の もの 店舗用のもの 送受信所用、車庫用又は格納庫 用のもの	五十 三十九 三十八
		れんが造、石造又はブロック造の もの 事務所用のもの及び左記以外の もの 店舗用 送受信所用、車庫用又は格納庫 用のもの	四十一 三十八 三十四
		金属造のもの（骨格材の肉厚が四 ミリメートルを超えるものに限る 。） 事務所用のもの及び左記以外の もの 店舗用のもの 送受信所用、車庫用又は格納 庫用のもの	三十八 三十四 三十一
		金属造のもの（骨格材の肉厚が三 ミリメートルを超え四ミリメート ル以下のものに限る。） 事務所用のもの及び左記以外の もの 店舗用のもの 送受信所用、車庫用 又は格納庫用のもの	三十 二十七 二十五

	金属造のもの（骨格材の肉厚が三ミリメートル以下のものに限る。） 事務所用のもの及び左記以外のもの 店舗用のもの 送受信所用、車庫用又は格納庫用のもの	二十二 十九 十九
	木造のもの 事務所用のもの及び左記以外のもの 店舗用のもの 送受信所用、車庫用又は格納庫用のもの	二十四 二十二 十七
	木骨モルタル造のもの 事務所用のもの 店舗用のもの 送受信所用、車庫用又は格納庫用のもの	二十二 二十 十五
建物附属設備	電気設備（照明設備を含む。） 蓄電池電源設備 その他のもの	六 十五
	給排水又は衛生設備及びガス設備	十五
	冷房、暖房、通風又はボイラ一設備 冷暖房設備（冷凍機の出力が二十二キロワット以下のもの） その他のもの	十三 十五
	昇降機設備 エレベーター エスカレーター	十七 十五
	消火、排煙又は災害報知設備及び格納式避難設備	八

	ドア一自動開閉設備	十二
構築物	送配電用のもの 配電用のもの 鉄塔及び鉄柱 鉄筋コンクリート柱 木柱 配電線 引込線 地中電線路	五十 四十二 十五 三十 二十 二十五
	電気通信事業用のもの 通信ケーブル 光ファイバー製のもの その他のもの 地中電線路 その他の線路設備	+ 十三 二十七 二十一
	放送用又は無線通信用のもの 鉄塔及び鉄柱 円筒空中線式のもの その他のもの 鉄筋コンクリート柱 木柱 アンテナ 接地線及び放送用配線	三十 四十 四十二 十 十 十
	緑化施設	二十
	舗装道路及び舗装路面 コンクリート敷、ブロック敷、 れんが敷又は石敷のもの アスファルト敷又は木れんが敷 もの ビチューマルス敷のもの	十五 + 三
前	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄 筋コンクリート造のもの 上水道又は水そう 下水道及び焼却炉 へい	五十 三十五 三十

	掲 の も の を 除 く	コンクリート造又はコンクリー トブロック造のもの	
		上水道	三十
		下水道及びへい	十五
		その他のもの	四十
		金属造のもの	
		へい、焼却炉、街路灯及びガ ードレール	十
		その他のもの	四十五
工具	測定工具		五
器具及び備品	事務機器及び通信機器		
	電子計算機		
	パソコン用のものを除く。)	四	
	その他のもの	五	
	その他の事務機器	五	
	電話設備その他の通信機器		
	デジタル構内交換設備及びデ ジタルボタン電話設備	六	
	その他のもの	十	
	前掲のもの以外のもの		
	主として金属製のもの	十	
	その他のもの	五	
機械及び装置	国内電気通信事業用設備		
	デジタル交換設備及び電気通信 処理設備	六	
	その他の設備	九	
	ラジオ又はテレビジョン放送設備	六	
	その他の通信設備（給電用指令設 備を含む。）	九	